

原付・オートバイ・ 軽自動車をお持ちの方へ

～廃車・名義変更などは届け出を～

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。変更が生じた場合は手続きをお願いします。
また、所有者が亡くなられた場合も必ず名義変更の手続きをしてください。

○原動機付自転車（皆野町ナンバー）

次の書類などを持参のうえ、役場税務課で手続きしてください。

- ①廃車・譲渡する場合 標識（ナンバー）、標識交付証明書、印鑑
※譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。
②譲り受けた場合 譲渡証明書、印鑑、本人確認書類



○オートバイ・軽自動車（熊谷ナンバー）

下記各機関にて手続きしてください。

- ①二輪車（125cc超） 熊谷自動車検査登録事務所 テレホンサービス 050-5540-2027
②三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会熊谷支所 テレホンサービス 048-574-1662

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

国民健康保険税特別徴収対象者の 支払い方法について

国民健康保険税について、すでに特別徴収（年金からの引き落とし）されている方および平成24年度から特別徴収が開始される方について、国保税の支払い方法を、口座振替に変更することができます。口座振替を希望される場合には、税務課へ印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

なお、お申し出の時期により、口座振替への変更時期が異なりますのでご了承ください。

◎特別徴収対象者

次の条件すべてにあてはまる方です。

- ①世帯主が国保の被保険者
- ②世帯内の国保の被保険者が全員65歳から74歳
- ③年金の受給額が年額18万円以上
- ④世帯主が介護保険料を特別徴収で納めている
- ⑤介護保険料と国保税の特別徴収額の合計が年金受給額の2分の1を超えない

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461